

令和5年4月から乳幼児医療費の制度が変わります

◆変更内容

- ①通院の補助対象年齢を「中学3年生まで」に拡大します。
- ②拡大に伴い、一部負担金（1日500円）が発生します。
- ③拡大に伴い、「乳幼児医療」と「児童医療」を「こども医療」に一本化します。

変更前（令和5年3月まで）		変更後（令和5年4月以降）	
制度	制度内容	制度	制度内容
乳幼児医療	【未就学】 （通院）一部負担金なし （入院）一部負担金なし	こども医療	【中学3年生まで】 （通院）1日500円 （入院）1日500円
児童医療	【就学後～中学3年生まで】 （通院）補助なし （入院）一部負担金なし		

一部負担金は、医療機関ごとに1日500円（通院は月4日、入院は月14日を限度）です。同一の医療機関で歯科とそれ以外の診療が行われた場合は、それぞれ別の医療機関の診療とみなします。

◆制度の負担範囲

保険診療に係る自己負担金相当額（入院時の食事に係る費用など、保険適用外を除く）から一部負担金を除いた額を町が負担します。

医療機関などを受診した際には、窓口で受給者証を保険証と一緒に提示し、一部負担金のみお支払いください。

こども医療費負担 ※500円を超えた部分	3割 ※未就学は2割
一部負担金（保護者負担） ※1日500円を限度	
健康保険負担	7割 ※未就学は8割

◆受給者証の有効期間

受給者証は毎年、誕生日の翌月（1日生まれの場合は誕生日の月）に切り替えとなります。新しい年度で所得を審査し、引き続き該当となる人には受給者証を送付します。原則、更新手続きは不要ですが、必要事項が確認できない場合は、書類の提出を求める場合があります。

年齢	受給者証の有効期間
0歳	出生の日から満1歳の誕生日の月末
1歳～14歳	誕生日の翌月1日から次の誕生日の月末まで
15歳	誕生日の翌月1日から同日以後、最初の3月31日まで

◆申請方法

- (1) 令和4年4月1日時点で未就学児の児童
⇒**手続きは不要です。**令和5年3月中に新しい受給者証を送付します。
- (2) 令和4年4月1日時点で小学生もしくは中学生（中学3年生を除く）の児童
⇒**手続きが必要です。**

- ☑令和5年1月6日（金）から子育て支援課にて受け付けます。（郵送可）
- マイナポータル（ぴったりサービス）を利用した電子申請も可能です。
- ※電子申請には申請者のマイナンバーカードが必要です。
- ▷必要書類・申請書、児童の保険証の写し（追加の書類提出を依頼する場合あり）
- ▷備考・制度を受けるには所得制限があります。
- ☎子育て支援課 ☎820-5623



電子申請はこちら

◆障害のある子どもについて

制度変更に伴い令和5年4月以降は一部負担金（1日500円）が生じます。ただし、一定以上の障害がある場合は、申請を行うことで重度心身障害者医療費（1日200円）が適用されます。

- 重度心身障害者医療費の申請方法などは社会福祉課に問い合わせください。
- ☎社会福祉課 ☎820-5635

令和4年度上半期の財政状況を公表します

町では毎年2回、財政状況を公表しています。今回は令和4年度上半期（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の予算の執行状況及び町債の状況についてお知らせします。

※表示単位ごと四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

一般会計 町の行政運営に必要な基本的経費を計上した会計です。

【歳入】					【歳出】				
(単位：千円、%)					(単位：千円、%)				
科目	予算額	収入済額	収入率		科目	予算額	支出済額	執行率	
町税	2,361,184	1,457,908	61.7		議会費	117,031	55,340	50.6	
地方譲与税	59,692	16,868	28.3		総務費	1,227,923	469,431	35.7	
利子割交付金	3,074	629	20.5		民生費	4,205,843	1,567,981	40.0	
配当割交付金	12,168	3,361	27.6		衛生費	943,877	362,248	40.6	
株式等譲渡所得割交付金	16,477	0	0.0		農林水産業費	120,905	42,686	21.7	
法人事業税交付金	22,917	13,470	58.8		商工費	277,186	242,758	64.3	
地方消費税交付金	465,543	274,551	59.0		土木費	1,172,863	498,140	36.8	
環境性能割交付金	9,649	2,138	22.2		消防費	387,871	49,391	35.6	
地方特例交付金	30,451	30,451	100.0		教育費	910,368	299,196	32.0	
地方交付税	2,563,446	1,844,280	71.9		災害復旧費	57,411	23,996	7.1	
交通安全対策特別交付金	1,851	879	47.5		公債費	722,611	360,801	47.9	
分担金及び負担金	60,676	29,551	48.7		諸支出金	242,523	52	0.0	
使用料及び手数料	55,778	27,108	48.6		予備費	17,808	0	0.0	
国庫支出金	2,153,425	394,448	18.3		合計	10,404,220	3,972,019	37.7	
県支出金	726,394	93,766	12.9						
財産収入	2,511	31,032	1,235.9						
寄附金	118,586	34,154	28.8						
繰入金	327,926	0	0.0						
繰越金	487,110	487,110	100.0						
諸収入	292,209	40,403	13.8						
町債	633,153	0	0.0						
合計	10,404,220	4,782,106	46.0						

特別会計 特定の事業を行うために一般会計から区分して経理する会計です。

(単位：千円、%)					
会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業特別会計	2,432,620	905,597	37.2	984,957	40.5
後期高齢者医療特別会計	845,151	161,358	19.1	375,793	44.5
介護保険特別会計	2,500,727	1,140,489	45.6	894,922	35.8
合計	5,778,498	2,207,443	38.2	2,255,671	39.0

企業会計 独立採算制を原則に、企業としての経営力を発揮しながら運営する会計です。

(単位：千円、%)							
会計名	収入			支出			
	予算額	収入済額	収入率	予算額	支出済額	執行率	
上水道事業会計	収益的収支	539,922	239,609	44.4	480,822	155,483	32.3
	資本的収支	34,107	17,408	51.0	97,001	10,493	10.8
下水道事業会計	収益的収支	557,302	311,861	56.0	556,674	111,131	20.0
	資本的収支	385,718	164,479	42.6	564,466	232,507	41.2

町債の状況 (単位：千円)

会計名	町債現在高
一般会計	8,047,495
下水道事業会計	3,814,605
合計	11,862,100

町債とは？
道路や学校など公共施設の整備のために町が長期に渡って借りのお金「町の借金」のことです。
町民1人あたりの町債現在高 505,954円
※このうち一般会計分は 343,250円
(令和4年9月30日人口：23,445人)

(財務課)